

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（延長計画）

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水俣市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和12年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	水俣市	職員数（H22. 4. 1現在）	14名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業においては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	44円（20年度）	財政力指数	0.39（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（20年度）	財政力指数（臨財債振替前）	—（21年度）
経常収支比率（%）	93.8（20年度）	実質公債費比率（%）	16.5（21年度）
		将来負担比率（%）	114.1（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日： 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名称	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（延長計画）
計画期間	平成22年度から平成26年度まで（当初計画：平成19年度から平成23年度まで）
計画策定責任者	水俣市長 宮本 勝彬
既存計画との関係	水俣市水道事業経営基本方針及び中長期計画「みなまた・水・品質向上計画」（第1次計画期間：平成14年度から平成18年度まで、第2次前期財政計画期間：平成19年度から平成23年度まで）
公表の方法等	ホームページで公表
基本方針	水俣市水道事業経営基本方針及び中長期計画「みなまた・水・品質向上計画」に基づき、水・サービス・人の品質向上を目指します。 財政計画においては、過疎化、少子高齢化が深刻化する中、これまで世代間公平を図る有効な手段と目されてきた企業債は、逆に、後の世代の負担増を強いることとなる可能性を否定できないと考え、老朽施設の更新、施設の耐震化等の建設改良にあたっては、長いスパンでの施設更新計画を練ることにし、可能な限り、内部資金の範囲内で実施してまいります。また、料金の値上げは、経費削減に万策尽きた後の最終手段であるという認識の下、人口減等による給水収益の減少を費用の減少で補っていくべく最大限の努力を図ってまいります。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	69,265.7	65,404.3	95,720.4	230,390.3
	補償金免除額	14,868.1	16,252.2	32,244.3	63,364.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		8,030.1	4,059.6	12,089.7

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	69,265.7	65,404.3	95,720.4	230,390.3
合 計 (A)		69,265.7	65,404.3	95,720.4	230,390.3
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		69,265.7	65,404.3	95,720.4	230,390.3

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業		8,030.1	4,059.6	12,089.7
合 計 (A)			8,030.1	4,059.6	12,089.7
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			8,030.1	4,059.6	12,089.7

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市は、上水道事業と簡易水道事業を一つの会計で運営しており、総務省が作成・公表している『水道事業経営指標』の分類区分において「給水人口1.5万人以上3万人未満、その他(地下水、伏流水等)を主な水源とする有収水量密度全国平均以上の事業(D6)」に分類されます。</p> <p>恵まれた水源による比較的良好な経営基盤に立つ一方、過疎化、少子高齢化の進展等に伴う人口減等により、給水収益は近年非常な勢いで減少しています(平成17年度から平成21年度までの5年間に9.6%、4千5百万円減少)。</p> <p>現在のところ、本市の料金回収率(H21 125.5%、H20 127.0%)は、類似団体平均(H20 101.2%)と比較しても高く、給水に係る費用を水道料金による収入で十分に賄っている状況にあります。しかしながら、給水収益の減少は今後も継続していくであろうことが予想され、また、これまでは、給水収益の減少幅を費用の減少幅で吸収して、収益減による経営悪化を何とか防ぐことができていますが、費用減の方策も殆どやり尽くした状況にあり、今後、非常に厳しい経営環境となることが予想されます。</p> <p>本市は、事業開始が昭和12年と古く、更新を必要とする老朽管が多くあり、また、施設の耐震化、簡易水道統合事業等、今後、莫大な建設改良事業を実施していかねばなりません。</p> <p>以前は、自己資本構成比率がかなり低いレベル(H13 42.2%)にありましたが、新規の起債を凍結する一方、積極的な利益処分を押し進めてきた結果、類似団体平均(H20 61.5%)を超える水準にまで向上(H21 67.0%、H20 66.0%)しています。なお、起債凍結の結果、バブル期と重なった石綿管更新事業等に係る企業債が起債残高の大部分を占めることとなり、利子負担率(H21 4.6%、H20 4.6%)は、類似団体平均(H20 2.9%)を大きく上回っています。</p> <p>平成21年度末の借入資本金残高は8億6千2百万円で、累積欠損金、不良債務はありません。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 定員管理の合理化(労働生産性の向上)</p> <p>本市はこれまで労働生産性の低さ、職員数の多さを課題としてきており、経営合理化と機構改革を押し進める中、平成6年度には29名を要した職員数を、平成21年度には14名(損益勘定職員13名、資本勘定職員1名)にまで半減するに至っております。しかしながら、他団体との比較においては、なおも職員数が多い状況にあります(有収水量1万m³当たり損益勘定職員数 H21本市15名、H20類似団体平均9名、同規模団体平均11名)。</p> <p>人員削減の効果を越えて有収水量が減少し続けていることも、有収水量1万m³当たり損益勘定職員数がなかなか改善しない原因となっていますが、年間有収水量300万トン規模に過ぎないにもかかわらず、20もの配水池を管理していかなければならない等、相応の職員数を確保しなければ事業運営に支障を来す特殊要因を抱えています。</p> <p>過疎化・少子高齢化の進展により、今後も給水収益が減少していくことが見込まれることから、今後も、改善に向けての努力を続けていく必要があります。</p> <p>課 題 ② サービス供給コストの節減合理化</p> <p>本市水道事業は、第1次中長期計画(H14~18)において、公用車の削減及び全公用車の軽自動車への計画的変更、契約事務の市長部局への統合及び委託業務、物品購入契約事務の適正化(随意契約から競争契約への見直し)、電力契約見直し等による動力費等施設維持管理費の削減等、様々な供給コストの節減合理化策を講じてきました。今後も、過疎化・少子高齢化の進展等により、将来的な収益の増加は見込めないものとみて、引き続きさらなる徹底的な経費削減策を検討していく必要があります。</p> <p>しかしながら、国が進める簡易水道事業統合を実現するため、例年を大きく上回る膨大な経費を計上する必要があります。本市は民営簡易水道及び周辺未普及地域も統合の予定であるため、統合後は、維持管理費の増加が見込まれています。</p>

	<p>課 題 ③ 料金体系の検討</p> <p>本市の料金回収率は、現段階では100%以上の水準を維持しており、また、起債にたよらず、内部留保資金と利益剰余金の範囲内で建設改良事業を実施し得ており、料金水準は適正なレベルにあります。</p> <p>本市は、上水道末端給水事業と簡易水道事業を併せて一つの会計で経営していますが、上水道と簡易水道とで異なる料金設定をしており、平成21年度決算における料金回収率を上水道と簡易水道に分解すると、上水道は126.3%（給水原価109.6円/m³、供給単価138.4円/m³）であるのに対し、簡易水道は64.3%（給水原価178.9円/m³、供給単価115.0円/m³）であり、簡易水道の赤字を上水道で補てんしている状態となっています。今後、早期に料金を統一する必要があります。</p> <p>なお、21年度に策定した簡易水道事業等統合計画において、本市は、上記市営簡易水道の上水統合同とともに、これまで市が経営してこなかった民営簡易水道及び周辺未普及地域を上水道に統合することとしています。24年度から28年度までの事業期間中に統合可能となった地区から順次統合していき、現行の上水道料金と同一の料金を適用する予定です。</p> <p>課 題 ④ 未収金対策の強化</p> <p>本市は、停水処分等の債権保全策を適正に執行していること等の債権回収努力の成果を得て、回収不能となる債権は近年減少傾向にあり、現在のところ、回収不能債権が経営を圧迫する可能性はありません（平成21年度決算における前年度未収金残高12万円）。今後も、懇切丁寧に納入相談に応じる一方、厳格に停水処分等の債権保全手段を講じていくなど、お客様の生活状況を正確に見極めた債権保全策を実施して、回収不能債権の発生をできるかぎり防止するよう努めていく必要があります。</p> <p>課 題 ⑤ 一般会計からの基準内繰入金の上入れ</p> <p>本事業は、地方公営企業法第17条の2第1項第1号に規定する経費については、従来から繰入金を収受してきましたが、その他の経費については、繰出基準に該当する経費があっても、受け入れてきませんでした。</p> <p>しかしながら、基準外繰入金の上入れを行わない完全独立採算を維持しながら、繰出基準に基づく繰入金で収受すべきものについてはきちんと受け入れていく必要があると考え、平成18年度から児童手当繰入金の上入れを開始しました。</p> <p>なお、法18条に規定する出資に係る経費については、現在のところ受け入れておりませんが、本市の資本費水準、一般会計の財政状態等を総合的に考慮し、その必要性・妥当性について十分検討する必要があります。</p>
<p>留 意 事 項</p>	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)
(1) 収益的収支、資本的収支

区分		年度		平成17年度 (計画前5年度)		平成18年度 (計画前4年度)		平成19年度 (計画前3年度)		平成20年度 (計画前々年度)		平成21年度 (計画前年度)		平成22年度 (計画前年度)		平成23年度 (計画前2年度)		平成24年度 (計画前3年度)		平成25年度 (計画前4年度)		平成26年度 (計画前5年度)		
		収	入	計	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値	計画	実績値	乖離値
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
1. 営業	収益(A)	489	503	460	448	441	434	442	8	447	459	12	413	466	53	410	426	16	402	418	16	402	418	16
(1)	料 金	470	458	445	433	424	414	425	11	406	417	11	398	424	26	395	409	14	387	401	14	387	401	14
(2)	受 託																							
(3)	そ の 他	19	45	15	15	17	20	17	△ 3	41	42	1	15	42	27	15	17	2	15	17	2	15	17	2
2. 営業	外 収	1	3	7	4	4	5	3	△ 2	2	5	3	2	9	7	2	7	5	2	7	5	2	7	5
(1)	補 助			1	1	1	3	1	△ 2	1	4	3	1	4	3	1	4	3	1	4	3	1	4	3
	金																							
	他 計 補 助 金																							
	そ の 他 補 助 金																							
(2)	そ の 他	1	2	6	3	3	2	2		1	5	4	1	5	4	1	3	2	1	3	2	1	3	2
取 入	計 (C)	490	506	467	452	445	439	445	6	449	464	15	415	475	60	412	433	21	404	425	21	404	425	21
1. 営業	費 用	319	353	321	299	299	309	301	△ 8	349	303	△ 46	299	295	△ 4	305	294	△ 11	309	299	△ 10	309	299	△ 10
(1)	職 員	124	153	119	119	108	106	101	△ 5	135	121	△ 14	109	130	21	111	97	△ 14	113	99	△ 14	113	99	△ 14
	給 与	61	60	57	58	52	50	50		51	47	△ 4	51	44	△ 7	52	47	△ 5	53	47	△ 6	53	47	△ 6
	基 本																							
	退 職 手 当	16	47	18	17	15	14	13	△ 1	41	38	△ 3	14	43	29	14	12	△ 2	15	13	△ 2	15	13	△ 2
	そ の 他	47	46	44	44	41	42	38	△ 4	43	36	△ 7	44	43	△ 1	45	38	△ 7	45	39	△ 6	45	39	△ 6
(2)	経 費	75	73	73	65	71	76	75	△ 1	93	69	△ 24	70	58	△ 12	74	77	3	74	78	4	74	78	4
	力 費	23	22	21	22	20	20	20		20	21	1	20	21	1	21	23	2	21	23	2	21	23	2
	修 繕 費	16	19	21	14	19	19	19		19	11	△ 8	19	8	△ 11	19	18	△ 1	19	19		19	19	
	材 料 費																							
	そ の 他	36	32	31	29	32	37	36	△ 1	54	37	△ 17	31	29	△ 2	34	36	2	34	36	2	34	36	2
(3)	減 価 却 費	120	127	129	115	120	127	125	△ 2	121	113	△ 8	120	107	△ 13	120	120		122	122		122	122	
2. 営業	外 費	67	61	56	42	39	37	37		28	28		21	21		16	16		15	15		15	15	
(1)	支 払 金	67	61	56	42	39	37	37		28	28		21	21		16	16		15	15		15	15	
(2)	そ の 他																							
支 出	計 (D)	386	414	377	341	338	346	338	△ 8	377	331	△ 46	320	316	△ 4	321	310	△ 11	324	314	△ 10	324	314	△ 10
経 常 損	(C)-(D)	104	92	90	111	107	93	107	14	72	133	61	95	159	64	91	123	32	80	111	31	80	111	31
特 別 損 益	(F)-(G)																							
特 別 損 失	(H)	3																						
特 別 損 益 (F)-(G)	(H)	△ 3																						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失)	(E)+(H)	101	92	90	111	107	93	107	14	72	133	61	95	158	63	91	123	32	80	111	31	80	111	31
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	(L)																							
流 動 資 産 (J)		860	871	791	808	919	804	850	46	688	890	212	451	1,008	557	498	597	99	504	563	59	504	563	59
うち 未 収 金 (K)		33	23	22	18	42	20	21	1	20	85	65	20	52	32	20	20	20	20	20	20	20	20	20
うち 一 時 借 入 金 (L)		59	39	59	38	114	45	77	32	45	78	33	45	98	53	45	45	45	45	45	45	45	45	45
うち 未 払 金 (M)		28	15	38	14	91	20	45	25	20	54	34	20	73	53	20	20	20	20	20	20	20	20	20
果 積 欠 損 金 比 率	$(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100)$																							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)																								
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 入 (A)-(B)	(M)	489	503	460	448	441	434	442	8	447	459	12	413	466	53	410	426	16	402	418	16	402	418	16
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率	$(\frac{(L)}{(M)} \times 100)$																							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)																								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)																								
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率	$(\frac{(N)}{(P)} \times 100)$																							

(単位:百万円,%)

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度											
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値										
資本的収入	1. 企業標準化債		36																			
	2. 他会計出資金								6													
	3. 他会計補助金																					
	4. 他会計負担金			2		3	△ 1	2			1											
	5. 他会計借入金																					
	6. 国(都道府県)補助金	1								60	4	△ 56										
	7. 固定資産売却代金																					
	8. 工事負担金	26		32	13																	
	9. その他																					
純収入			68	15		30	32	15	△ 17	2	38	36	60	10	△ 50	71	63	△ 8	96	51	△ 45	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当	(B)																					
資本的支出	1. 建設改良費	27	68	15		30	32	15	△ 17	2	38	36	60	10	△ 50	71	63	△ 8	96	51	△ 45	
	うち職員給与	93	139	118	125	172	138	135	△ 3	207	147	△ 60	401	42	△ 359	209	518	309	268	298	30	
	2. 企業債償還金	7	7	7	7	7	7	7	6	△ 1	7	5	△ 2	7	5	△ 2	7	5	△ 2	7	5	△ 2
	3. 他会計長期借入返還金	83	118	223	55	58		160	160		120	120		112	112		37	37		38	38	
	4. 他会計への支出金																					
5. その他																						
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(D)-(C)	176	257	341	180	230	298	295	△ 3	327	267	△ 60	513	154	△ 359	246	555	309	306	336	30	
1. 損益勘定留保資金	(E)	149	189	326	177	200	266	280	14	325	229	△ 96	453	144	△ 309	175	492	317	210	285	75	
2. 利益剰余金処分額		81	124	250	116	136	201	214	13	125	94	△ 31	117	52	△ 65	89	91	2	152	124	△ 28	
3. 繰越工事資金		65	60	70	55	57	60	60		190	130	△ 60	320	90	△ 230	80	380	300	50	150	100	
4. その他		3	5	6	6	7	5	6	1	9	5	△ 4	16	2	△ 14	6	21	15	8	11	3	
補てん財源	(F)	149	189	326	177	200	266	280	14	325	229	△ 96	453	144	△ 309	175	492	317	210	285	75	
他会計借入金現在高	(E)-(F)																					
他企業債借入金現在高	(G)																					
企業債借入金現在高	(H)	1,280	1,198	975	920	862	702	702		582	582		470	470		433	433		395	395		

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度										
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値									
収益的収入	うち基準内繰入金		1	1	1	1	3	2	△ 1	1	4	3	1	4	3	1	4	3	1	4	3
	うち基準外繰入金		1	1	1	1	3	2	△ 1	1	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計		2	2	2	2	4	3	△ 1	2	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6
資本的収入	うち基準内繰入金																				
	うち基準外繰入金																				
	計																				
合計		1	2	2	2	4	3	△ 1	2	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
合計		1	3	4	4	3	7	5	△ 2	3	6	3	1	10	9	1	4	3	2	5	3

(2) 他会計繰入金

(3) 経営指標等

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前1年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (計画)	(計画第2年度) (実績値)	(計画第3年度) (計画)	(計画第4年度) (実績値)
地方財政法による資金不足の比率	(%) (再掲)	121.6	111.1	118.1	127.0	125.5	119.8	125.7	18.2	124.3	131.9
料回収率※	(%)	48.7	48.6	48.6	44.3	44.5	46.6	45.4	△ 1.2	44.7	△ 0.7
資本費	(円又は%)										
総収支比率(法適用)	(%)	126.0	122.2	123.9	132.5	131.6	126.8	131.4	4.6	119.1	140.2
経常収支比率(法適用)	(%)	126.8	122.3	123.9	132.6	131.6	126.8	131.5	4.7	119.1	140.2
営業収支比率(法適用)	(%)	153.1	142.6	143.5	149.7	147.7	140.6	146.7	6.1	128.0	151.4
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
収益的収入分	(%)	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.8	0.4	△ 0.4	0.3	0.9
うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.8	0.4	△ 0.4	0.3	0.9
うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本的収入分	(%)	0.7	0.4	14.8	100.0	5.4	11.9	17.6	5.7	100.0	4.3
うち基準内繰入金	(%)	0.7	0.4	14.8	100.0	5.4	11.9	17.6	5.7	100.0	4.3
うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料回収率の算出方法
 - ・料回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金) / 年間総有収水量 (工業用水道事業のみ)) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金) / 年間総有収水量)
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(総費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金) / 年間総有収水量) / 年間総有収水量)
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業法決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標率」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>当初、給水収益については、過去5年間の減少率の平均値(上水道△2.14%、簡易水道△1.84%)をもって今後も推移するものと見込み、また、上水道と異なる料金設定がなされている石坂川簡易水道料金を25年度から上水道と統一とすものとして算定していました。 しかしながら、予定より早い平成23年10月に、統合対象の6つの簡易水道事業を水道事業に経営統合し、経営統合と併せて石坂川簡易水道を含む全ての簡易水道料金を上水道料金に統一したため、平成24年度以降の給水収益見込値を統一料金で算定したものに修正しています。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>収益的収入については、消火栓維持管理費負担金(営業収益)、児童手当・子ども手当繰入金(営業外収益)に加え、簡易水道の統合に要する経費(営業外収益)を新たに繰り入れ、資本金的収入においては、基本的には地方公営企業法第17条の2第1項第1号の経費(消火栓設置費負担金)を従来どおり繰り入れていく見込みです。 なお、簡易水道統合に伴い譲り受けた老朽施設に係る修繕費所要額として、簡易水道統合整備事業が完了するまでの間、年間250万円を一般会計から繰り入れる予定です。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>簡易水道統合事業を平成24年度から28年度までの5年間で実施する予定です。 本市の統合計画は、民営簡易水道・周辺未普及地域の統合を含むこと等から、統合完了後には年額1,200万円程度の収益増が見込まれますが、年々、著しい収益減が続く中、事業に与える収益増としての影響は微少であり、むしろ、統合に伴う投下資本の回収と維持管理費の増加額を当該収益増で賄うのは困難であると予想されます。 なお、予定より早い平成23年10月に、統合対象の全民営簡易水道事業の全部を譲り受け、経営統合しました。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員給与と費については、毎年18%の自然増があるものと見込んで算定しました。なお、法定福利費は、基礎年金拠出金、追加費用等について今後大幅な増加が見込まれるものの、本計画策定時点において未だ将来の負担金率が示されていないため、平成22年9月現在の率によって算定しました。 本事業は、本延長計画の期間内に簡易水道事業統合計画を実施する予定であり、平成22年度には基本設計を、23年度には変更認可申請を実施しました。今後は、24年度から28年度までの5年間で建設改良事業を実施する予定です。そのため、本延長計画においては、年度によっては、当初計画を上回る経費を計上せざるを得ない状況となっています。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に鑑み、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
- ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
- ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
- ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。
- 4 **赤字はフォロワーアップ計画において追加記入した部分。**

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
<p>1 経常経費の見直し</p> <p>○ 定員管理</p> <p>○ 給与のあり方</p>	<p>①</p>	<p>本市では、長く29名から30名の職員数で事業を運営してきましたが、受託工事の廃止、検針業務委託の開始、電算化による業務効率の向上、効率的な組織・機構改革等、様々な業務改革を遂行することにより、職員数を順次削減してまいりました。本健全化計画(当初計画)においては、目標値を15名としておりましたが、平成21年度に1名を削減し、14名としております。延長計画において、さらに1名を削減し、目標値を13名(増益勘定職員12名、資本勘定職員1名)とします。なお、平成22年度に1名削減して目標値を達成。平成23年度にはさらに1名を削減し、12名体制(増益勘定職員11名、資本勘定職員1名)としています。</p> <p>[職員数の推移] H6 29名、H7 27名(△2名)、H9 24名(△3名)、H10 21名(△3名)、H11 19名(△2名)、H12 18名(△1名)、H14 16名(△2名)、H19 15名(△1名)、H21 14名(△1名)、H22 13名(7/1～△1名)、H23・24 12名(△1名)</p> <p>一般会計(国)に準じて給与改定・制度改正等を行っており、水道事業独自の給与体系は有しておりません。他事業と比較しても、決して高い水準にありません(平成20年度 本市:1人1月当たり職員給与 508,822千円、基本給348,372千円(平均年齢45歳、平均勤続年数25年)に対し、同規模団体平均:1人1月当たり職員給与517,077千円、基本給346,165千円(平均年齢45歳、平均勤続年数21年)。 また、地域手当についても、一般会計(国)に準じており、本事業においては、地域手当の支給はありません。</p> <p>[特殊勤務手当の内容、必要性、必要性、検討状況等] 特精勤、奨励給の性格の一律支給手当であった業務手当(給料の5%の額)を平成13年12月から3%に削減、平成17年4月に完全廃止し、併せて勤務の特殊性及び勤務実態に応じた従事給(日額給)への再編整備を行いました。さらに平成19年4月に、勤務の特殊性に問題を認めた現金取扱手当及び施設勤務手当を廃止し、その他の手当についても支給対象業務、額の妥当性等について抜本的な見直しを行い、さらに、平成21年1月に再度、支給要件及び支給額を見直しました。検討にあたっては、国及び他事業体における取組や支給状況を把握して比較検討するとともに、著しく危険、不健康又は困難な業務であり、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないことを認められ、給与を基準とし、勤務実績に基づく適正な制度となるよう取り組みました。</p> <p>現行の特殊勤務手当は次のとおりです。</p> <p>① 未収金対策手当…料金等未収金対策のため、局外における滞納債権の徴収及び納入指導に直接従事した職員に対し、1件につき100円支給。(必要性:専門的かつ相当高度な知識を必要とする特殊な業務であるため。平成21年1月に給料との重複支給の観点から、局内における納付指導等の業務を手当の対象から除外。)</p> <p>② 停水処分手当…水俣市水道条例第34条の規定による給水停止又は解除に直接従事した職員に対し、停止1件につき100円、解除1件につき50円支給。(必要性:精神的に相当の負担を伴う特殊な業務であり、場合によっては危険を伴うため。平成21年1月に額を半額に改正。)</p> <p>③ 危険手当…高圧受電設備等の保守管理作業及び滅菌用薬品等の危険物を使用する業務、高所・悪所等の危険箇所、夜間等における現場での業務、交通を遮断しない状況下での道路上の作業、水道施設の弁操作や酸素欠乏の恐れのある場所での作業に従事した職員に対して、1日につき300円支給。(必要性:業務内容、環境等により著しく危険であるため。)</p> <p>④ 災害等応急作業手当…風雨に関する警報発令下における水道施設又は現場での巡回監視又は応急作業等、勤務時間外における突発的に発生した水道施設及び給水装置の緊急補修又は施設及び水質の維持管理業務に従事した職員に対し、1日につき600円支給。(必要性:著しく危険を伴い、緊急応急性が要求される等相当困難な業務であるため)</p> <p>⑤ 水道技術管理者手当…水道法第19条の規定に基づき水道技術管理者に任命され、同条第2項に掲げる業務に従事した職員に対し、1月につき3,000円支給。(必要性:水道技術管理者は重責を担い、相当高度で困難な業務に携わるため)</p> <p>⑥ 非常時等待機手当…休日及び時間外における施設及び水質の異常発生等に対応するため、非常通報装置の携帯及び待機を命じられた職員に対し、平日1日につき200円、市の休日1日につき300円支給。(必要性:長期間にわたる私生活の制約等著しく特殊であるため)</p> <p>⑦ 用地交渉従事手当…公共事業の施行に伴う用地の取得又は物権移転に係る補償等の業務に従事した職員に対し、1日につき400円支給。(必要性:相当高度で専門的な知識を要する特殊な業務であるため)</p>

<p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>		<p>本市では、検針、受託工事等を直営で行っておらず、単純労務作業のみに従事する技能労務職員に相当する職種はありません。担当業務の一部に技能労務職に相当する職内容有する者はありませんが、専ら当該業務に従事しているわけではなく、主として一般行政職の職に相当する職内容を有するものが当該技能労務職相当の職内容を兼ねて遂行しているため、全て一般行政職に区分しております。</p>
<p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p>		<p>一般会計(国)に準じた制度をとっており、退職時特昇は行っておりません。</p>
<p>◇ 福利厚生事業のあり方</p>		<p>本市の職員は熊本県市町村職員共済組合に加入しており、適正な事業主負担額を負担しております。 なお、厚生福利費の支出は、職員健康診断、人間ドック一部負担等に限り、水道事業が独自で主催実施する福利厚生事業はありません。</p>
<p>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>②</p>	<p>これまで実施した主な削減策 ①公用車の削減及び全公用車の軽自動車への計画的変更 ②電力契約見直し等による動力費等の施設維持管理費の削減 ③委託業務形態の見直し(検針業務委託を法人委託から個人委託に変更。集金委託を廃止し、給水サービス担当部門の分掌事務に)④入札事務の管理課(市長部局)への統合及び委託業務、物品購入契約事務の適正化(随意契約から競争契約への見直し)⑤修繕引当金の活用による修繕費の年間平準化の達成 延長計画においては、委託業務見直しによるさらなる経費削減を指します。 具体的には、これまで施設(水源地及び配水地等)の除草・剪定業務の一部を業者に委託していましたが、平成23年度は職員が全ての施設の除草・剪定業務を行うことにより、200万円の経費削減を実現します。その後の年度においては、継続的な実現可能性、職員に掛かる負荷の度合等を再検討したうえで、委託実施回数などを調整するなどして経費の削減を目指します。</p>
<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>		<p>現在予定しておりません。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	II の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に原合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	③	平成23年10月に、統合対象の民営簡易水道事業を譲り受け、簡易水道料金を水道料金に統一し、平成24年3月に全簡易水道事業を廃止して、上水道事業に経営統合しました。統合及び料金統一に伴い、年間1,300万円の収益増を見込んでいます。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		該当ありません。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		現在、中長期財政計画の進捗状況及び予算・決算情報については、ホームページ上で公開しています。行政評価については、中長期計画の達成状況について、自己評価による政策評価を実施しています。本経営健全化計画についても、計画承認後、ホームページ上で公表します。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		公開可能な財務情報等（「みなまた・水・品質向上計画（水俣市水道事業経営基本方針及び中長期計画）」、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画、予算書、決算書）は、全てホームページ上で公開しています。
○ 行政評価の導入		第1次中長期計画において、計画期間終了時に全期間（平成14～18年度）に係る、自己評価による政策評価を実施しました。第2次中長期計画においても、同様の行政評価を実施する予定です。
4 その他	④ ⑤	<p>課題④対応 未収金対策の強化 未収金対策の強化策としては、お客様がご利用しやすい収納体制を構築するとともに、回収不能債権の発生を抑え、未収金回転率を向上させる施策を講じる必要があります。</p> <p>水俣市では、郵便局での窓口収納及びコンビニ収納を開始して利便性を高めるとともに、停水処分等の債権保全手段を厳格に実施するということを進めてきました。今後も、お客様の生活状況を正確に見極めたうえでの納入指導及び停水処分等債権保全手段の執行等をさらに厳格に実施していく予定です。</p> <p>課題⑤対応 一般会計からの基準内繰入金金の受入れ 本事業では、地方公営企業法第17条の2第1項第1号に規定する経費（消火栓設置費及び維持管理費用）を除いて、繰出基準額を計上しても、一般会計からの繰入金を収受してきませんでした。平成18年度から児童手当繰入金金の受入れを開始しました。</p> <p>法18条に規定する出資に係る経費（耐震化・事業拡張等に係る建設改良費）については、現在のところ受け入れられておりませんが、本市の資本費水準、一般会計の財政状態等を総合的に考慮し、その必要性・妥当性について十分検討する必要があると考えます。</p> <p>なお、基準外繰入金は収受しておりません。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト削減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとして行っている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
<p>1 経常経費の見直し</p>	<p>課題①対応 定員管理の合理化 ・特別勤務手当の改正による人件費削減（実施済。当初計画の基準年度である平成19年度に実施したため、健全化計画に改善効果額としては計上していない。なお、21年において実施した追加の削減効果は、特殊勤務手当の総額が少なかったため、改善効果額として計上できない。） ・職員数の削減（当初計画において、平成21年度に1名を削減（15名→14名 削減率6.7%）、本延長計画において、さらに1名を削減し、13名体制とする予定。（対19年度削減率13.3%） 平成22年度に1名削減して目標値を達成。平成23年度にはさらに1名を削減し、12名体制（複益勘定職員11名、資本勘定職員1名）とします。（対19年度削減率20.0%） ※人件費は、給料、手当等（児童手当及び子ども手当を除く）及び法定福利費の合計額の対前年度差額を計上しました。なお、延長計画における改善効果額の算定にあたっては、法定福利費の負担益率改定に伴う増額分を除外しました。また、23年度以降の給料及び期末勤労手当については、定期昇給等を考慮し、対前年度費1.8%程度増加するものと見込んで算定しました。</p>
<p>2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等</p>	<p>課題②対応 サービス供給コストの削減合理化 ・サービス供給コストの削減を目指して、本延長計画において、これまで施設（水源地及び配水地等）の除草・剪定業務の一部を業者に委託していましたが、平成23年度において、職員が全てを行うことにより、200万円の経費削減を実現します。その後の年度においては、継続的な実現可能性、職員に掛かる負荷の度合等を再検討したうえで、委託実施回数を調整するなどして経費の削減を目指します。 （備考：本計画策定以前の経費削減策実施内容） ・公用車の削減及び全公用車の軽自動車への計画的変更 …修繕費（車検費用）、公課費（重量税）の削減 ・電力契約見直し及びヒューズ設置による力率改善 …動力費の削減 ・委託契約（検針、集金）見直し …委託料の削減</p>
<p>3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等</p>	<p>課題③対応 一般会計からの基準内繰入金金の受入れ ・平成18年度から、児童手当繰入金金の受入れを開始しました。今後、基準外繰出しの収受をゼロとする完全独立採算を維持しながら、繰出基準に基づく繰入金で収受すべきものについてはきちんと受け入れていく予定です。 なお、法18条に規定する出資に係る経費については、本市の資本費水準、一般会計の財政状態等を総合的に考慮し、その必要性・妥当性について十分検討する必要があるものであり、本延長計画の期間内においては、受入れの予定はありません。</p>
<p>4 その他</p>	<p>課題④対応 料金体系の検討 平成25年度までに、簡易水道料金の上水道料金への統一を目指します。しかしながら、簡易水道給水収益は総額3百万円に満たないため、料金を改正しても、事業の収益改善に資することとはならず、公平性の確保が主な目的となります。 →平成23年10月分水道料金から、簡易水道料金を上水道料金に統一しました。 課題⑤対応 未収金対策の強化 平成19年度に「水債市水道事業給水停止事務取扱規程を一部改正し、債権管理のさらなる徹底と厳格化を図りました。停水処分等の債権保全策を適正に執行し、徹底した債権管理を実施した結果、真引く地方経済の低迷等に伴い滞納債権・自己破産事例が発生している状況下、平成22年8月末現在の前年度未収金（平成21年度分）は67千円まで減じており、未収金対策を強化し得ているものと判断しています。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応してIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各項目における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づき計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめられた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前2年度)	平成21年度 (計画前1年度)	平成22年度 (計画前年度)		平成23年度 (計画第2年度)		平成24年度 (計画第3年度)		平成25年度 (計画第4年度)		平成26年度 (計画第5年度)	
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	計画目標値	実績値	計画目標値	実績値	計画目標値	実績値	計画目標値	実績値	計画目標値	実績値
給水人口 (千人)	25	25	24	24	24	23	23	24	24	22	23	22	22	22	22
年間総需水量 (千m ³)	3,403	3,322	3,210	3,109	3,072	3,006	3,038	2,941	2,993	2,877	3,220	3,43	2,853	2,792	3,140
公称施設能力 (m ³ /日)	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062	21,062
1日最大需水量 (m ³ /日)	12,643	13,342	12,052	11,541	11,813	11,800	12,179	379	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800
最大稼働率 (%)	60.0	63.3	57.2	54.8	56.1	56.0	57.9	1.9	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0
供給単価 (円/㎡)	138.1	138.0	138.6	139.3	138.2	137.9	139.8	1.9	138.3	138.5	128.5	138.4	138.5	138.5	127.7
給水原価 (円/㎡)	113.5	124.4	117.3	109.7	110.1	115.1	111.3	△ 3.8	110.6	111.4	106.8	112.5	112.5	115.7	107.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」及び「検討体制・実施スケジュール」をそれぞれ「検討体制」を具体的に記入すること。

平成21年7月に「水俣市簡易水道事業等統合計画」を策定し、「簡易水道事業等統合計画」を厚生労働省に提出しました。

平成22年度中に基本設計を完了、平成23年度に要認可申請、平成24年度から平成28年度までの5年間で統合整備事業を実施する予定であり、計画段階での総事業額は、8億2千万円です。

統合対象は、公設簡易水道4、民営簡易水道2及び周辺の民営飲料水供給施設等6(未書及地域)で、全上水道事業に経営統合します。これにより、公営簡易水道は全上水道事業に統合され、簡易水道2、専用水道1及び飲料水供給施設等4が民営を継続することとなります。

平成23年10月1日付けで統合対象の6簡易水道事業の全部を郡施設のままで譲り受け、平成24年3月31日付けで、全ての簡易水道事業を廃止して上水道に統合しました。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題		取組及び目標
1	経常経費の見直し	当初計画に計上した人件費（退職手当を除く）及び行政管理経費（物件費）について引き続き削減に努める。
2	公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	市債発行を抑制するため、建設事業の優先順位の見直しや事業費率の削減及び減税補てん債を除き元金償還額未済の新発債の発行とし、地方債現在高を減少させる。
3	公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	公共下水道事業については、使用料の見直し及び水洗化率の向上等を図るとともに、計画区域についても再検討し、現在の財政力に応じた見直しを行い、基準外繰出しの解消を図る。
4	その他	平成22年度決算から公会計制度を導入する予定であり、売却可能資産を的確に把握し、遊休財産の処分を推進すること。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に該当する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
当初 に計 入す る 改善 効果 額	課題1	実質 比率 公債 費	17.4	16.7	16.5	16.5	16.4	16.4						
		延長計画の目標値			16.0	16.0	16.0	16.0	16.0		16.0	16.0	16.0	
		地方 高価 現	13,295	12,950	12,823	12,398	11,911	11,392						
		延長計画の目標値				12,333	12,412	12,408			12,476	12,212	12,139	
		人件費 (退職手当を除く。)	2,195	2,177	2,093	2,072	1,943	1,753						
改善 効果 額	課題1	改善効果額		18	102	123	252	442	937					
		行政管理経費(物件費)	1,208	1,417	1,313	1,287	1,261	1,238						
改善 効果 額		改善効果額												
		改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	937				
									<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	3				

区分	課題	項目	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画改善効果額 合計	延長計画改善効果額 合計	
延長 に計 入す る 改善 効果 額	課題4	自主財源の確保(遊休資産の売却)	0	97	0	97	
		改善効果額	97	0	97	0	
		改善効果額					
		改善効果額					
		改善効果額					
						延長計画改善効果額 合計 A	97
						延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
						A+B C	97
						Cのうち公営企業会計加算分 D	15
						(Dの内訳) 水道事業会計への加算額	15
						病院事業会計への加算額	0
						C-D	82
						<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)	0

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1」主な課題と取組及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経常改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加入できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。